

第26回香川県障害者スポーツ大会実施要綱

1 目的

障害者がスポーツ競技を通じて、機能の回復と体力の維持向上、競技レベルの向上を図り、自己の障害を克服して主体性や協調性を育むとともに、自立と社会参加の促進を図る。

2 名称

第26回香川県障害者スポーツ大会

3 大会スローガン

「ひろがる友情、つながる未来」

4 主催

香川県障害者スポーツ大会実行委員会

5 共催

香川県、香川県教育委員会、(公財)香川県身体障害者団体連合会、
(特非)香川県知的障害者福祉協会、(社福)香川県手をつなぐ育成会、
香川県障害者スポーツ協会

6 後援(予定)

丸亀市、丸亀市社会福祉協議会、香川県共同募金会、香川県社会福祉協議会、
NHK高松放送局、RSK山陽放送、RNC西日本放送、朝日新聞高松総局、
OHK岡山放送、KSB瀬戸内海放送、産経新聞社、四国新聞社、TSCテレビせとうち、
毎日新聞高松支局、読売新聞高松総局

7 協力団体(五十音順)(予定)

香川県障がい者卓球協会、香川県障害者フライングディスク協会、
香川県聴覚障害者福祉センター、香川県パラスポーツ指導者協議会、
(社福)かがわ総合リハビリテーション事業団、香川陸上競技協会、
ガールスカウト香川県連盟、四国学院大学、日本赤十字社香川県支部、
日本ボーイスカウト香川連盟、(公財)丸亀市スポーツ協会、丸亀市卓球協会、
丸亀市立西中学校、丸亀市立東中学校、丸亀市立南中学校、
陸上自衛隊善通寺駐屯地曹友会

8 実施日時

令和 7年 9月20日(土)9時30分～15時00分

荒天時の場合は中止とする。(前日に、実施態度の決定をする。)

9 会場

Pikara スタジアム(香川県立丸亀競技場)

丸亀市民体育館

10 大会参加資格

出場選手は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ① 令和7年4月1日現在10歳以上の身体障害者並びに知的障害者。
- ② 身体障害者は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者。知的障害者は、厚生事務次官通知(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- ③ 香川県内に現住所を有する者、もしくは、香川県内の更生援護施設等に入所、通所、通学している者。

11 参加選手数

出場選手の参加枠は、主催者が決定する。

12 競技種目

別紙1「第26回香川県障害者スポーツ大会競技種目及び障害区分表」による次の個人競技及び団体競技とする。

(1) 個人競技

- ① 身体障害者 陸上競技、フライングディスク、卓球
- ② 知的障害者 陸上競技、フライングディスク、卓球

(2) 団体競技(陸上競技に出場する選手のみ、重複で出場できる)

4×100mリレー

13 競技方法

陸上競技・卓球は、部別(組別)、障害別、性別による。

部別は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者 1部(39歳以下)、2部(40歳以上)
- (2) 知的障害者 A組(19歳以下)、B組(20歳～35歳)、C組(36歳以上)

14 出場競技数

選手1名の出場種目数は、1種目とする。

但し、リレーは重複出場できるものとする。

(リレーの重複出場は、陸上競技に申込む者のみとする。)

15 参加料 (参加料は、7月31日までに納付ください。)

一人700円(ただし参加賞代を含む)。参加料は返金しない。

昼食代は個人負担とする。

16 競技規則

競技規則は、令和7年度全国障害者スポーツ大会競技規則に準じるものとする。

但し、競技上の注意事項等は別に定める。

17 表彰

個人競技については、各競技種目の部別(組別)、障害別、性別に1～3位の者には賞を贈る。
リレーについては、1～3位のチームに賞を贈る。

18 競技用器具・器材

競技用として必要な器具・器材は、実行委員会事務局で準備する。

19 競技の種目決定・組み合わせ

競技の組み合わせ及び出場者の集中している種目については実行委員会事務局において調整する。

当日の変更及び異議の申し立て等は受け付けないものとする。

20 競技中の事故について

参加選手の健康・安全管理については、各自において行うものとする。

但し、主催者側は、大会時の傷害保険の加入と応急の処置を行う。

21 申込方法

第26回香川県障害者スポーツ大会申込書(身体障害者・知的障害者共通様式)様式1～4に記入すること。

なお、申し込みの受付開始は、5月7日(水)とします。

(1) 申込について

- ① 在宅(身体・知的)の参加者については、6月12日(木)までに出場者の居住地の市福祉事務所または町役場に申し込むこと。
- ② 上記申込書の提出を受けた市福祉事務所は直接香川県身体障害者団体連合会に、町は所管の県(保健福祉)事務所を経由して香川県身体障害者団体連合会に、6月19日(木)までに申し込むこと。
- ③ 身体施設、身体共同作業所、身体特別支援学校の参加者は、施設、学校ごとに6月19日(木)までに直接香川県身体障害者団体連合会に申し込むこと。
- ④ 知的施設、知的共同作業所(香川県手をつなぐ育成会を含む)、知的特別支援学校の参加者は、施設、学校ごとに6月19日(木)までに香川県知的障害者福祉協会に申し込むこと。

なお、申込締切以降の参加申込み及び種目変更の受付は一切しないので注意すること。

22 その他

大会の運営は、香川県障害者スポーツ大会実行委員会が行う。

この大会で得た個人情報、大会運営のみに使用いたします。

飲料水等は各自で準備してください。(フィールド内に持ち込める飲料は、水のみです。)

○参加費納入について○

≪ 身体障害者団体連合会へ申込された場合 ≫

—振り込みの場合—

百十四銀行 鶴尾出張所 普通預金 0193529

香川県障害者スポーツ大会実行委員会 会長 森田 紘一

—現金払いの場合—

香川県障害者スポーツ協会(かがわ総合リハビリテーションセンター体育館内)まで納めて頂きますよう、お願い致します。

≪ 知的障害者福祉協会へ申込された場合 ≫

—振り込みの場合—

百十四銀行 仏生山支店 普通預金 0805983

香川県障害者スポーツ大会実行委員会 副会長 森 正行

—現金払いの場合—

(特非) 香川県知的障害者福祉協会まで納めて頂きますよう、お願い致します。

<申込取り纏め事務局>

市・町在宅、身体障害施設、身体共同作業所、身体特別支援学校については、

(公財) 香川県身体障害者団体連合会

(高松市番町 1-10-35 TEL087-862-3540)

Eメールアドレス:shinshoren-kagawa@crest.ocn.ne.jp

知的障害施設、知的共同作業所(育成会含む)知的特別支援学校については、

(特非) 香川県知的障害者福祉協会

(東かがわ市松原 1387 TEL0879-26-9331)

Eメールアドレス:kagawa.fukushi@rose.plala.or.jp

香川県手をつなぐ育成会については、

(社福) 香川県手をつなぐ育成会

(高松市檀紙町八幡 1452-2 TEL087-816-2586)

Eメールアドレス:kagawaikusei@shirt.ocn.ne.jp

<実行委員会事務局>

香川県障害者スポーツ協会(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

(高松市田村町 1114 TEL087-867-7687)

Eメールアドレス:psal@kagawa-syosupo.net

第26回香川県障害者スポーツ大会競技種目及び障害区分表

《別表1》

陸上・フライングディスク

◎男女別・年齢区分別

競技種目 障害区分番号 障害区分				個人競技																団体競技
				陸上競技																
				※1	50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	フライングディスク	4×100mリレー	
肢体不自由	1	上肢	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全 両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	1	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
			両上腕切断または、両上肢完全	2	◎	◎					◎	◎	◎							
				3	◎	◎					◎	◎	◎							
		下肢	片下腿切断または、片下肢不完全 片大腿切断または、片下肢完全	4	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎				
			両下腿切断 片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	5	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎				
			両大腿切断または、両下肢完全	6	◎	◎						◎		◎	◎	◎				
				7	◎							◎		◎	◎	◎				
				8										◎	◎	◎				
		体幹	体幹	9	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎				
	2	車いす 脳性麻痺、 常用、以外 使用	第6頸髄まで残存	10	◎	◎				◎							◎			
			第7頸髄まで残存	11		◎	◎		◎	◎							◎			
			第8頸髄まで残存	12					◎	◎				◎	◎	◎				
			下肢麻痺で座位バランスなし	13		◎	◎		◎					◎	◎	◎				
			下肢麻痺で座位バランスあり	14		◎	◎		◎					◎	◎	◎				
			その他の車いす	15										◎	◎	◎				
	3	(脳性麻痺、 脳外傷等) 脳性麻痺、 脳血管疾患、	四肢麻痺で車いす使用	16	◎					◎							◎			
			けって移動	17	◎					◎							◎			
			片上下肢または片上肢で車いす使用	18	◎					◎					◎	◎				
			上肢で車いす使用	19	◎	◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎				
			その他走不能	20										◎	◎	◎				
			上肢に不随意運動を伴う走可能	21	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎				
			その他走可能	22	◎	◎	◎		◎			◎	◎	◎	◎	◎				
	4		電動車いす常用	23					◎							◎				
視覚障害 ※2			視力0から0.01まで ※3	24	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎					
			その他の視覚障害	25	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎					
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能障害			聴覚障害	26	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎					
知的障害			知的障害	27	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎						
内部障害			ぼうこう又は直腸機能障害等	28	◎				◎			◎	◎		◎					

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※3 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

《別表2》

卓球

◎ 男女別、年齢区分別

			区分 番号	障害区分	卓球
肢 体 不 自 由	1	上肢障害	1	片上肢障害	◎
			2	両上肢障害	◎
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎
		体幹	6	体幹	◎
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	◎
			8	座位バランスなし	◎
			9	その他の車いす	◎
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	10	車いす使用	◎
			11	杖または、松葉杖使用	◎
			12	上肢に不随意運動あり	◎
			13	上肢に不随意運動なし	◎
			14	片側障害	◎
視覚障害 ※2			15	アイマスクまたは、アイシェードあり ※3	◎
			16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく 機能障害			17	聴覚障害	◎
知的障害			18	知的障害	◎

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

[障害区分の説明]

- 1 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、補装具なしでは体重を支えきれないもの。
- 2 体幹障害とは、脳原性麻痺を除く脊柱障害のもの（脊柱側弯など）。
- 3 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。肘関節離断は上腕切断となる。
- 4 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合には、7級に認定された障害の区分で競技に参加してもよいが、多肢切断や両上肢障害などのように、複数の部位の切断や機能障害の場合には、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。
- 5 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準となる。
- 6 肢体不自由者2で、頸髄や脊髄損傷以外のものは、筋力評価等によって適用する区分に入れる。
- 7 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害である。
- 8 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。
- 9 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみが対象であるが、フライングディスク競技に限り、ぼうこう又は直腸機能障害以外も出場可能とする。

[競技上の注意]

- ① 身体障害が重複している場合でも、同一の障害または障害区分で参加しなければならない。
- ② 上腕切断が前腕切断で参加するように、より軽度の区分での参加は認めない。
- ③ 陸上競技用車いすについては
 - ・足で地面を蹴って移動できる場合は、ハンドリムは必要なく、車輪の直径は、前後輪とも70cm以下であればよい
 - ・車椅子で100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。
 - ・区分10及び16の競技者が50m競走に出場する場合は、日常生活で使用している車いすで競技しなければならない。
 - ・車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、競技用車いす（レーサー）を使用しなければならない。
 - ・投てきは完全に車いすからはなれなければ、車いすに座った姿勢から投てき動作を起こし地面をふんばって投げてもよい。
 - ・シートの高さは競走用車いすでの規定はないが、シートも含んで投てき用は75cm以下、スラローム用は63cm以下とする。
 - ・スラローム用のフットレストの高さは30cm以下とする。
- ④ 障害区分24は光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。
- ⑤ フライングディスク用車いすについては、ディスタンスは、投げる距離を競うもので、高い位置からのスローイングは有利となるため、シートの高さ（クッション含）を75cm以下とする。